

平成 30 年度事業計画

1 県協議会の開催（継続）

後発医薬品のさらなる安心使用の促進に向けた検討を行うため、1 回程度開催する。

- ① 県医療費適正化計画における後発医薬品に関する目標（後発医薬品の数量シェアや普及啓発等の施策）の進捗管理等を含めた検討を行う。
- ② 保険者及び制度ごとの施策を検討する。

2 地域協議会の開催（継続）

保健所単位レベルでの協議会を開催して、診療所等の医師、歯科医師、薬局の薬剤師の情報交流の場を設ける。

3 広域病院等後発医薬品採用リストの内容更新（継続）

病院の協力のもと、後発医薬品の採用リストを更新し、ホームページに掲載をする。

4 後発医薬品に関する実態調査の実施（継続）

後発医薬品使用状況に関する調査を県内の薬局等に対して実施するとともに、調査報告書を県ホームページに掲載する。

5 イベント等での啓発活動（一部新規）

- ① 薬と健康の週間のイベント「お薬相談・展示会」等で啓発活動を行う。
- ② 医療関係学生への啓発や研修会等に講師を派遣する。
- ③ 県民に広く啓発するためにシネアドを委託する。
- ④ 医療関係者向けの情報を県ホームページ等に掲載する。
- ⑤ 県民向け啓発用パンフレットの内容を検討し、作成して配布する。
- ⑥ 県関係団体に対し、啓発用パンフレットの配布を依頼する。
- ⑦ こども医療費助成受給者等向けパンフレットを作成して配布する。（新規）

6 後発医薬品の品質に対する信頼性の確保（継続）

県内の医薬品製造所が製造する後発医薬品の行政検査を実施する。